

中野市が子ども医療費対象拡大を決定
8月より県内全市町村が18歳まで

現在、長野県内で子ども医療費の助成対象を15歳までとしている市町村は、茅野市と中野市のみだが、茅野市については4月より助成対象を18歳まで拡大することとなった。残す中野市についても、3月議会で「中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案」が採択された。市の担当者に確認したところ、8月から対象年齢が18歳まで拡大されるとともに、受給者負担金についても0円となる。実施されれば長野県内の全ての市町村で子ども医療費の対象年齢が18歳までとなる。

山ノ内町、王滝村、下條村の3町村については、現在1レセプトあたり

300円又は500円を徴収している受給者負担金を4月より0円とする。これで、18歳までの医療費を完全無料化する市町村は22となった。また長野市については、3月定例議会で市長が、今後受給者負担金を無料とする検討を始めると報道されている。

長野県は2024年度予算の概算要求で、福祉医療費給付事業の予算を2023年度当初予算の約46億円から6億5千万円増額し約53億円を計上、これまで子ども医療費の県の補助は通院の場合小学校3年生までだったが、中学校3年生までに拡大することが盛り込まれた。県の補助は通院、入院どちらも中学校3年生までとなる。県制度の拡大では患者負担に変化はないが、市町村の負担は軽減されるため、今後各町村での制度の拡大・拡充が期待される。

子ども医療費の現物給付方式対象範囲一覧 (2024年4月時点)

対象範囲	受給者負担	市町村名	数
20歳未満(*1)	なし	栄村	1
18歳	なし	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、長和町、原村、飯島町、中川村、宮田村、平谷村、天龍村、根羽村、木曾町、箕輪町、南箕輪村、大桑村、阿智村、麻績村、飯山市、青木村、 山ノ内町、王滝村、下條村	22
	300円	小海町、南牧村、南相木村、富士見町、松川町、阿南町、売木村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、小布施町、泰阜村、木祖村	14
	500円	長野市、松本市、塩尻市、安曇野市、飯田市、小諸市、佐久市、東御市、大町市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、千曲市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、下諏訪町、高森町、上松町、池田町、信濃町、飯綱町、北相木村、生坂村、筑北村、松川村、白馬村、小谷村、高山村、木島平村、小川村、朝日村、野沢温泉村、坂城町、川上村、山形村、 茅野市	39
15歳	500円	中野市	1

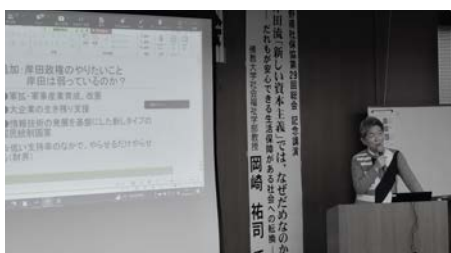
太字は対象範囲又は受給者負担金について変更のあった自治体

*1 18歳以上20歳未満については高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者。その他対象範囲は同年齢到達後の3/31まで

第29回県社保協総会が開催 保険証存続など3つの運動が提案

2月24日に第29回長野県社会保障推進協議会(県社保協)の総会および公開講演会が長野県高校教育会館でオンライン併用で開催され、県保険医協会からは宮沢会長と事務局が参加した。

まず、岸田流「新しい資本主義」ではなぜだめなのか?~だれもが安心できる生活保障がある社会への転換~と題して、佛教大学社会福祉学部の岡崎祐司教授による講演が行われた。岡崎教授は、「岸田政権は何をやりたいのかよくわからないと言われるが、安倍・菅政権以上に新自由主義邁進政権であり、新自由主義の修正ということはまったくなく、むしろもっと強化している」とし、岸田政権及び財界がやりたいことは次の3つだと指摘した。一つは安倍政権のときになかったような軍拡と非常に弱っている日本経済をアメリカと連携しながらの軍事産業育



講師の岡崎教授

成、そして改憲。二つ目は分厚い中間層の再生や、少子化対策に関わってくる大企業の生き残り支援。そして最後にマイナンバーカードを含めた情報通信技術を基盤とした新しいタイプの国民統制国家をつくること。この3つが今やりたいことであり、構造的賃上げや分厚い中間層の形成、国内投資の活性化、デジタル社会への移行が、岸田政権がめざす新しい資本主義だとした。しかしこの新しい資本主義では、雇用の安定、成長の見通し、暮らしの見通しがもてる雇用と賃金の創出はで

歯科施設基準研修会を開催 外来環届出医療機関には経過措置

歯科医療安全対策・院内感染防止対策に係る研修会を開催

2月23日、保険医協会は歯科会員向けに医療安全対策に係る研修(講師:東京歯科大学社会保障学教授 上條英之氏)および院内感染防止対策に係る研修会(講師:長野県保険医協会副会長 奥山秀樹氏)をオンラインで開催した。第一部を歯科外来診療環境体制加算(外来環)、第二部を初診料の注1(歯初診)の施設基準に定められた研修として開催し、合わせて57名が参加した。

第一部の研修では、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策などについて解説した。研修の中では、医療事故は単独で発生するわけではなく、複数の事象が連鎖して発生するという考え方を示した「スイス・チーズモデル」や、重大な事故1件の背景には29件の軽微な事故、さらにその背景にはヒヤリ・ハット事例が300あるとする「ハインリッヒの法則」などが紹介された。

また、2024年度診療報酬改定の内容にも触れ、外来環が歯科外来診療医療安全対策加算と歯科外来診療感染対策加算に分離したことや、それぞれの要件についても説明された。

第二部の院内感染防止対策の研修では、「歯科診療の特殊性」として、鋭利な器具やエアロゾルの発生、常に血液や唾液など感染経路となる媒体と接する小外科が連続することが挙げられ、感染防止を行う上では病原体・伝

歯科医療機関における感染予防策①

- (2) 診療に関する留意点
 - 吸引装置の適正使用 ←エアロゾル対策から
 - 手袋の患者ごとの交換、治療前後の手洗い、手指消毒の徹底
 - ユニットおよび周囲等の消毒
 - 印象材、技工物等の消毒
 - 患者の健康管理:平熱より1度以上の体温上昇を発熱
 - 治療前後の患者の消毒薬での含嗽

上條教授による講習

播経路・宿主の「感染成立の3要素」を理解し、感染成立の輪をカットすることが必須であることが解説された。また、新型コロナウイルス感染症の特徴や歯科医療機関における感染防止策などが紹介された。

外来環の廃止と外安全・外感染の新設

2024年度診療報酬改定で外来環は廃止され、それに代わる評価として歯科外来診療医療安全対策加算1・2(外安全)と歯科外来診療感染対策加算1・2・3・4(外感染)が新設された。それぞれに施設基準が設けられ、届出が必要となるが、2024年3月末時点で外来環の届出をしている医療機関は経過措置として、2025年5月末までは施設基準を満たしているものとみなされ外安全・外感染を算定できる。2025年6月1日以降も引き続き算定する場合は、2025年5月末までに改めて届出を行う。

施設基準の研修受講に係る要件については、外安全は「偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修」を受けることとされ、従来の外来環の研修要件から変更は無い。外感染については歯初診の届出が求められているほか、外感染1においては「歯科医師の複数名配置」または「歯科医師の1名以上の配置かつ歯科衛生士もしくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者の1名以上の配置」が定められている。このほか詳しい改定の内容については、4月に県内各地で実施する2024年度歯科新点数検討会の解説をお聞きいただきたい。

歯科新点数検討会を開催

下記日程で歯科の新点数検討会を開催します。時間は19時~21時。本紙同封の申込用紙にてお申し込みください。

会場	開催日	開催場所
上田	4月24日(水)	上田創造館
飯田		飯田市橋南公民館
松本	4月25日(木)	勤労者福祉センター
佐久	4月26日(金)	佐久平交流センター
長野		生涯学習センター

きず、貧困・低所得・労働問題は解決できないとして、標準的な市民生活を保障し競争激化しない安定的な労働市場の確保といった、人間らしい労働の実現政策と連携した社会保障が重要だと指摘した。

総会では2024年度は社会保障運動の重要性がますます高まる年として、①「保険証を残せ」、地域医療を守る取り組み、②介護・国保制度改善の取り組み、③高齢者、障がい者の生活、「生活保護」めぐる取り組み、の3つの運動が原事務局より提案された。そして現在自治体では新年度予算案の編成

時期となるが、悪政の防波堤として住民の願いが詰まった予算案になるかどうか、これが議会の最大の争点だとして、「住民の願いが詰まった新年度予算案となるよう、わたしたちの声を共同で自治体に届けていくことが2024年度ますます求められるので、共同の力で進めていきたい」と締めくくった。討論のあとすべての議案が承認され、新年度方針と新役員体制が確認された。

なお、2024年度役員には、県保険医協会の宮沢会長が引き続き代表委員として選出されている。